

令和7年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 12 日 提 案 分)

企 業 庁

目 次

1	神奈川県営上水道条例 新旧対照表	----- 1
---	------------------	---------

1 神奈川県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）新旧対照表

新	旧
（布設工事監督者の資格） 第49条の3 水道法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。） _____ _____ 又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （2） 学校教育法による大学 _____ 又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、<u>次号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （4） <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校	（布設工事監督者の資格） 第49条の3 水道法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____ （2） 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____ （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校 _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後 _____ ）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____ （新規） （4） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校 _____

新	旧
等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____
(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(新規)
(7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上<u>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____
(8) (略) (水道技術管理者の資格)	(6) (略) (水道技術管理者の資格)
第49条の4 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	第49条の4 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する<u>学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

新	旧
(3) (略) (4) 管理者が別に定めるところにより、 <u>前3号</u> に掲げる者と同等以上の技能を有すると認め られる者	(3) (略) (4) 管理者が別に定めるところにより、 <u>前2号</u> に掲げる者と同等以上の技能を有すると認め られる者